

第19回

(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会 会議録(要旨)

日 時 平成26年10月31日(金)
18時30分～20時15分
会 場 総合保健センター2階健康教育室

1 出席者

(1) 委員 15人

藤井委員，三浦委員，森越委員，木村委員，亀井委員，小松委員，阿部委員，青田委員，長谷委員，数又委員，野村委員，横山委員，小原委員，小林委員，武田委員，

(欠席：大江委員，千原委員，加藤委員，水戸委員)

(2) 事務局 7人

子ども未来部 岡崎部長，宿村課長，畠山課長，横川課長，加藤課長，小林係長，堀田主査

2 配付資料（当日配付）

(1) (仮称) 函館市子ども条例制定検討に係る提言書（たたき台）

(2) (仮称) 函館市子ども条例制定検討に係る提言書（たたき台）（新旧対照表）

(3) 各委員からの提言書に関する考え方や意見について

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 開会

【委員長】 <開会宣言>

修正後のたたき台に対する意見の提出については，10月28日までにお願いしておりましたが，何名かの委員からご意見を頂いておりますし，28日後にも何名かの委員から頂いております。

本日，机上配付されているたたき台への反映に，間に合わなかった意見につきましても大変貴重であるので，この会議の中で協議し，提言書の中に少しでも検討委員会の総意として盛り込んでいくことを精力的にやっていきたいと思っております。

また，前回までの協議を勘案すると，本当であれば本日の検討委員会で出された意見を盛り込んだもので，再度たたき台を作り，もう1回検討委員会を開催して協議するというのが理想的であり，事務局の方も予算的には何とかなんとこのことであったが，私自身が大変申し訳ないが，11月の3週目以降，予定が埋まっており対応ができない。そういうことから，本日の検討委員会で提言書が完全にまとまらなかった場合，書面協議のような形でやって頂けないかということを事務局にお願いしております。

本日の会議の終了時刻は8時30分を予定しておりますが，多少過ぎてもやらせてもらうかもしれないので，よろしく願います。

2 部長あいさつ

【岡崎部長】 皆様こんばんは。大変お久しぶりでございます。本日は，第19回目の検討委員会でございます。

先程，委員長からもお話がありましたが，提言書のたたき台をお示しい

たしまして、それに対する様々なご意見が非常に熱心に寄せられております。委員長とも相談しながら修正を行ったものを、本日、机上配付しておりますが、さらにまた、ご意見を頂いておりますので、そういったものを十分に噛みしめながら最終的なまとめに向けて、大いに議論を深めて頂ければと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

3 第18回会議録について

【事務局】 第18回会議録につきましてご説明いたします。10月24日（金）に委員の皆様へ発送いたしております。この会議録につきましては、これまで同様発言要旨の形で取りまとめており、訂正等がございましたらお知らせいただきたいと思います。

また、市のホームページ上での会議録の掲載につきましては、11月中旬頃を予定しております。以上でございます。

4 議事

【委員長】 議事の（1）の配付資料の説明ですが、事務局よりお願いたします。

【事務局】 それでは、机上配付しております「（仮称）函館市子ども条例制定検討に係る提言書（たたき台）」と、その新旧対照表について、説明をいたします。

たたき台と新旧対照表については、前回の検討委員会における協議内容等を踏まえ訂正したものを、10月22日（水）に発送してございまして、お手元に届いていることと思っております。

委員の皆様には、大変期間が短く恐縮でしたが、10月28日（火）までに修正後のたたき台に対する意見等の提出につき、お願いしてございまして、三浦委員につきましては本日も修正版ということで提出されました。さらに、千原委員、野村委員からそれぞれ意見が提出されまして、机上配付しております。

これらの意見等については、委員長と協議させて頂き、できるだけ盛り込んだうえで、本日、たたき台と新旧対照表として、机上配付してございまして。

新旧対照表をご覧頂きたい。アンダーラインを引いているところは、10月22日に発送した時点での訂正箇所でございます。

また、二重のアンダーラインを引いているところは、具体的にはP3の「学校の役割」のところのように、10月28日までに提出された意見に基づき、改めて訂正をしているところでございます。こういう箇所が何箇所かございます。

なお先程、委員長からもお話がございましたが、その後さらに、森越委員と三浦委員からも修正版が提出されてございまして机上配付いたしております。これらの説明につきましては、全体協議の中でご発言頂ければと思

っております。以上でございます。

【委員長】 事務局から配付資料についての説明がありましたが、何かご質問やご意見はありますか。ないようですので、続きまして議事（２）の全体協議について、事務局よりお願いいたします。

【事務局】 本日の全体協議につきましては、机上配付しております「たたき台」と委員の皆様から提出されているご意見等をもとに、この後、２０時頃まで、皆様に協議していただきたいと考えております。

なお、可能であれば、今回で市長に提出する提言書を取りまとめたいて考えておりますので、どうぞよろしくようお願いいたします。以上でございます。

【委員長】 事務局から全体協議についての説明がありましたが、何かご質問やご意見はありますか。ないようですので、全体協議に入ります。

これまでに様々な意見が出されまして、がちりと一つにまとまった意見もあれば、一つにまとまらなかった意見もありますが、本日は最後の検討委員会になると思いますので、できるだけ多くの委員の方々から意見を伺いたいと考えております。今まであまり遠慮されて発言されていない方からもたくさん意見を伺いたいと思います。

初めに、三浦委員から提出された資料について、説明頂きたいと思っております。

【三浦委員】 たたき台を何度も読まして頂きました。全部汲み取っているとは言えない。私は前から、骨格を一定の形に固めて、それを埋め、我々委員が考えた条例のイメージがある程度見えるような形にして提言書を作るべきであるということを申し上げてきました。

しかし、時間の関係もあるので、私は私なりに今までのたたき台を拝見しながら、自分の独断と偏見であるが、条例を作った場合、私ならばこうするという一つの案であります。したがって、皆さんからいろんな意見を出して頂ければ良いと思うが、何故こうしたかという、前回、大江副委員長の発言にありました、段階を経ていくにしたがって薄まっていくといいますか、変わった形になっていく。検討委員会で折角議論したものが、最後まで生きていけば良いが。私とすれば一つの条例の形を想定して函館の条例ならばだいたいこんな形にできるであろうという骨格を挙げて、今時点で、これまで協議したたたき台を斟酌して最大限埋めるとか。そういうことをやっていって終わらせる。

そうすると、委員の皆様もだいたいこんな条例になるというイメージづくりができて、それを対外的に検討委員会の委員としてやったという、自己肯定感ではないが認識できるのではないかと。

自分なりに条例化した場合に、私ならこうしますということを端的に箇条書きにしたものです。

まず題名ですが、前回、森越委員、加藤委員から「権利」という言葉を入れるべきだとの発言がありました。資料をよく読ませて頂きました。結果的に私は「函館市子ども条例」としました。子どもの最善の利益の尊重とか権利ということは明確に根底に置く。当然ですよね。条約があつて、憲法があり、法律がある。その精神は国際レベルで言っても生かす。しかしあえて、函館の場合にそれに拘るのはどうなのか。野村委員の名言であるが、現状を改革していくことは今までの横並びではいけない。思い切った挑戦があつて、初めて現状改革ができるということが、前回の会議録の中にあるが、私は非常に励みになる。そこら辺も汲み上げて、議会はもとより、函館市民も受け入れてくれる形の条例とするならば、私個人の見解であるが、その趣旨は条例全体に流す。第1回の検討委員会から申し上げてきましたが、やはり工夫がいきます。これを読んで受け止める市民の立場になった場合、確かに現状改革をしていく大事な点もあるけれど、表面上は権利と言わなくても中身が備わっていれば充分である。そういう趣旨で「函館市子ども条例」としました。

それから条例の場合、前文があるが、ここで謳うのは、条例を制定するに至った背景と趣旨である。資料に記載している黒ポツの6点については、検討委員会で結構議論されたと思う。そういう意味でこの文言は是非、前文の部分で表現は色々あると思うが生かしてもらいたい。

次に目的ですが、これは条例そのものの目的である。定義。基本理念。この基本理念は、ともすれば前文と重なりますが、条例の中での基本的な考え方でありますことから、そこに絞って表現しました。

それから、P2には、4番「子どもおよびその家族への支援」とした。子どもの健康の保持増進、何と云っても、子どもが健やかに育つ術を是非、実現をしたい。安心して子どもを生み育てられる街にしたいという私の願いでありますから。保護を要する子ども等への支援。この検討委員会でも第1回から関心を持たれましたのは、虐待とかいじめとかの暴力の話がありました。これを抜きにするわけにはいかない。タイトルの下に箇条書きにしているのは、こんな気持ちで私は函館の子ども条例ならば、街づくりならばと謳って、あとは皆さん方から頂いたたたき台をよく斟酌して、ここに該当するところを加えていく。取捨選択をして頂く。どうすれば良くなるのか、障がい児の支援についても、本年、我が国において障がい者権利条約が批准されて、普通の子どものと障がいを持った子どもは同じですよ、そういう意味で子どもの最善の利益の保障という共通事項で謳っていきたいと思った。

それから子どもにやさしいまちづくりの推進。これも基本理念に近いものがある。子育て家庭への支援。子どもの相談体制。この相談体制を具体的に置くかどうかということは、ちょっと議論が足りないと思う。たたき

台の中でも1～2回話題になっているけれど、それに深く突っ込んだかという、そういう段階まではいっていないという気がする。それにしても、いじめとか虐待とか暴力という現実をみた場合、そういうのに被った子どもと家庭が相談する場所、救済する場所が、そういう問題を扱うポストがあって然るべきと考えた。

それから5番目が「協働の取組み」。いろんな権利、事業主体と一緒に手を組んで進めていく。そういうまちづくりをするにあたってのそれぞれの役割、家庭の役割、学校等の役割、地域の役割、事業主の役割、市の役割。この辺はたたき台に結構出ているのかなあとと思うので、1行だけで表現している。

あとは救済委員会の設置。これも総体的にずっとみた段階で、そういう不利益を被った子ども、あるいは家庭からの声を受け止めて解決していく。そういう具体的な形はやはり必要である。

あとは条例を作って進めていく以上、計画も作って、今全ての福祉のいろんな分野でやっているように、年次計画で具体的な目標、場合によってはアクションプランを立てて、そして進捗状況の評価・検証をするということも是非やっていきたいと考えている。

あとは最後に、附則があってほしい条例の骨子ができる。そういう段階で最後に※印をつけたが、4番の「子どもおよびその家族への支援」から始まって、7番の「計画の推進」までは、私はこれまでの検討委員会の流れからいきまして、この部分についてはちょっと弱いと思う。どちらかというと、前文や理念に謳うべきことは、結構議論した。具体的に函館のまちづくりにそれぞれの立場の協力、それからシステムをどうするのかについては、取組が足りないと思う。線を引いて書きましたが、提言書（たたき台）の内容、趣旨を生かすことを基本にして、検討委員会において検討し、協議を要する。

あと条例の形といえば、何ととっても函館市内の各家庭の親御さんや子どもを含めて、親しみのある文章の形も、条例の文章だからといって型式に拘らず、大事なのは市民の皆さんが理解しやすいということ。そういう形が必要であろう。条例全体の作りは、子どもからお年寄りまで親しみやすいということ。難しい条文であると1回読んだきりになる。全部の家庭で、毎日壁にでも貼って、家族皆で読む、唱える。そして皆でもってそれを実現するという目標に向かって進むという、市民の皆さんに夢と希望を与えるような条例の形になってもらいたい。

【委員長】 たたき台を検討して頂くなかで、三浦委員の条例を作る時のイメージと、4～7を強めるというご意見を頂きました。
続きまして、森越委員お願いします。

【森越委員】 前は「その1」を提出しましたが、今回は「その2」を提出しており

ます。大きく2つございます。

まず1つ目は、たたき台の構成についてである。三浦委員と共通するところがある。条例制定の目標と理念があって、子どもが置かれている現状があり、それに対してどういうふうにしていくのかという順番でないかと思う。たたき台は、理念があって、条例はこうやるよというのがあり、その後現状が出て来ており、ひっくり返っていると思うので、構成を考えて頂きたい。

それからもう1つは、新旧対照表のP16をご覧頂きたい。下から2段落目（社会は厳しく、子どもの時は真綿のような柔らかいもので守られているが、子どもから少し真綿を取った方が良い場合もある。逆に社会を真綿でくるむのも良いと考える。）の所であるが、所々にこういうような言葉としてあるいは構成の仕方としてとか、考え方として、熟しているかなあと思う。正直に言って、検討委員会の委員の1人として、この文章をそのまま出すのは恥ずかしい。

私の資料で、線を引いた所は、ここをこういうふう直した方が良いのではという意味で、変更する言葉も入れた。その中に基本的に文章としてちょっとどうなのか。こういうような文章をそのままはどうなのか。もう少し議論して、社会的に熟した言葉遣いとか、構成にしていった方が良いのではないかという所がある。例えば、私の資料のP4の下の方の(2)も気になる。過干渉と放任の二極化傾向であるが、ここも全体的にちょっと。「今の家庭は二極化傾向にあるけれどこうなんです。」というところで、果たしてこの文章をそのままでもよろしいのかなあと思う。「子どもの健全な発達を阻害する。」、「子どもに無関心である結果、子どもの日常や、勉学を放任してしまうことも問題であり、子育てについての経験交流や学びの場、地域的な取り組み等を積極的に推進していくことが望まれる。」。結論として、全体的に非常に良いものになりつつあると思っているが、もし今言ったことをやるとなると、検討委員会をもう1回開催しなければならない。しかしそれは駄目なので、提案ですが、文章でやり取りするということであるが、私が事務局の人と直接関わって考えたいというのは駄目ですか。

【岡崎部長】 検討委員会としてのことなものですから。まずは委員長を中心としながら、やり取りをすることになります。例えば、今回で皆さんがお会いになる会議がこれで最後だとしても、書面で頂いて、私どもが委員長と協議する中で、一定の修正ですとか、修正はどうだろうかと思う所もあるかもしれませんが、何らかの修正をして、もう1度皆さんへ送付する。そして、ご意見はありますかと伺うみたいに書面上で。事務局や委員長の独断ではなくて、皆さんの意思を少しでも反映できる手法を使って、もう1度書面協議の中でということであれば、可能性はあると思っております。ただ、なかなか皆さんが一堂に会してというところまでは、それぞれお忙しいと

ころがあるのではないかと思っております。

【森越委員】 文章のやり取りというのは、なかなか疎通が難しいと思う。

【委員長】 まずは、森越委員の特に大きな2点の構成としての問題と、表現としての文言について改めて指摘を頂くと、確かに「真綿」の所はおかしい。

また、森越委員の括弧の方は、このように直してというものがありましたので、これから意見を頂きながら検討してまいりたい。

次に、野村委員からお願いします。

【野村委員】 用語の使い方だけですので、結構です。

【委員長】 はい。わかりました、

それから、本日、千原委員は欠席ですが、千原委員からも資料が提出されており、私の方で確認しておりますので、説明いたします。

まず、「思考力、判断力、創造力」を、「思考力、判断力、表現力」とした方が良いとのことですが、確かに「思考力、判断力、表現力」をもって、確かな学力と言っている。また、「生きる力の定義」とかも、認められている表現にした方が良いとかありましたので、多くにつきましては、訂正させて頂きましたし、電磁波につきましては、私がしつこく言ったが、ご指摘のように、いじめの所でネットいじめのことを言っているのので、ここから削除した方が良いと思いました。

それでは、新旧対照表や森越委員からの「その2」などを見比べながら、意見を頂きたいと思いますが如何ですか。

はい。青田委員お願いします。

【青田委員】 最終的な文章をどうするかということになると、私は文章を読んでいると気になる所がいくらかでも出てくるが、直されたものを読むとまた気になる所が出てきました。文章はこれが良い、あれが良いというのを、たくさん的人数でやればやるほど、変な文章になっていく可能性もあると思っています。ですから、皆さんからのご意見はご意見として、一旦、事務局で集約して、それを誰かが最終的にジャッジするかとなった時は、皆でジャッジするわけにはいかない。そうになってしまうと、ますます時間がいくらあっても足りなくなるし、言いたいこともどんどん出てきて、変な言い合いに戻るのので、私は委員長に一任して、最終的な提言書という形でまとめてもらうのが良いと思います。たくさんの人で文章をいじると、今までの経験上、良いことになった試しがないので、最終的には委員長に一任した方が、綺麗な文章としてまとまると思います。

【委員長】 今のご意見も含めて、その他にもあると思いますので、噛み合わなくて

も結構ですので、頂きたいと思います。

小原委員如何ですか。

【小原委員】 先程、森越委員が指摘されました「真綿」の箇所に関しましては、私も腑に落ちない印象を抱きました。あともう1点。「過干渉と放任の二極化傾向」の所ですが、どういう所が具体的に気になるのか教えて頂きたい。

【委員長】 森越委員の提出資料のP4からP5にかけての所ですが。子どもに過剰に支援するというよりは、関与すると表現した方が良いと思います。あとは、「過干渉と放任の二極化傾向」ということは、文部科学省でも言っていることですので、ここのまとめ方でないかと思いますが、森越委員何かございますか。

【森越委員】 「過干渉と放任の二極化」は良いが、文章がちょっとできてないと思います。

ついでによろしいでしょうか。私の資料のP3をご覧いただきたい。たたき台のP4の(1)の人権の尊重の所には、体罰の問題が書かれているが、P8の(3)の所では、「不登校といじめ」の問題のみ書かれており、体罰について書かれていない。

【委員長】 はい。わかりました。小原委員、よろしいでしょうか。

【小原委員】 はい。

【委員長】 あと、何かご意見ないでしょうか。
武田委員、お願いします。

【武田委員】 新旧対照表のP5の「子どもに関する相談体制の充実」の所であるが、話し合いでは、救済機関を作ってほしいという意見がずいぶんあったと思います。相談体制というのが今までもあり、いじめ問題の解決がそういう中でされていると思うが、もう一步踏み出さないと深刻な問題はなくならないという話をさせて頂いた。やはり相談だけではなく、調査したり、調整したり、勧告できるくらいまでの救済機関を是非とも作って頂きたい。

【青田委員】 救済機関の話につきましても、議論した記憶がある。私は救済機関までは必要ではないという立場で意見を述べさせてもらっていた。全国、例えば、兵庫県川西市や神奈川県川崎市の事例を見ると、救済機関に持ち込まれる事案があまりにも幼稚というか、例えば、学校で先生が子どもを注意しただけで人権侵害であるみたいなふうに使われた事案が多く、救済機関の本来の目的とは違う形で使われている可能性が高いのではないかと。

機関に権限を与えてしまうと、学校教育自体が尻込みして何も指導できなくなってしまう。家庭もそうになってしまう。救済機関までは必要でないと考えてるので、あえて入れない方が良くと思います。

【武田委員】 札幌市の事例であるが、実際に携わった方から聞いた話です。
第三者機関ということで、学校は最初、迷惑な感じだったが、実際に運用が始まったら、第三者機関が両者の間に立ってやることにより、ことがスムーズに運んだという事例がたくさん出るなど、結構、解決に結び付いたという話もたくさん聞きました。

幼稚というか、そういう事例もたくさんあると思うが、深刻な問題も解決しているということもあるので、できればそういう機会を逃したくないと考えております。

【森越委員】 学校で問題が生じたり、いろんな場所で紛争が生じた時にどうしたら良いのかということである。子どもを巡って教育だとか、叩いたとかいろんな問題があると思うが、その紛争をどういう形で解決することが望ましいのかという視点で立たないと、今の状態だと親と学校あるいは親と教育委員会などのもともと対立構造を持った中で、どっちが力関係が強いのかという形でしか解決されないでいる。だから、救済機関というのは、双方の意見を聞いて合理的な解決を導いていくという機関として設定されていると思う。要するに、そういう機関がない時に、学校を一方向的に攻撃するモンスターペアレントがいるとか。モンスターペアレントが学校側に対して訴えていることがそのままになってしまう。私も学校現場に関わる人が多いが、どうしてこうになってしまうのかというふうに思うと、救済機関という名称をつけるかどうかは別として、第三者が公平に、なるべく市民が公平に処理できる機関があった方が合理的なのではないかと思います。

【青田委員】 それは大人対大人の関係の中の話ではないか。保護者とか。子ども条例なので、子どもから「権利侵害だ」と言われた時の救済機関であるということであれば。

【森越委員】 同じである。子どもであろうとも。親というか、大人の方が社会的に強いから、ほったらかしにされるという状態になる。要するに子どもは声を出し続けることができないから。

【青田委員】 そんなことはないと思う。

【森越委員】 「おまえの言っていることなんか受けられないよ。」と言われ、受け止めてくれる所がなければ終わりだと思う。それを大人社会が引き取って、文句を代弁してくれるなら良いが。そういうシステムがないから。子ども

のそういう社会や家庭、学校などの自らを取り巻く環境に対して助けてくれよと言った時に、「おまえの我が儘だ。」と大人が判断したら、それで終わってしまう。

【青田委員】 何を言いたいかというと、子どもが過度な権利主張をしたとか、権利の誤用や濫用した時に、「それは違うよ。」ときちんと伝える方が先だと思う。もちろん虐待を受けて、本当に困っている子どもがいたら、当然、聞くのは子どもだからとではなくて、人間の権利として当たり前だと思うが、子どもが躰や指導を受けて、怖かったなど何でもかんでも訴えられる機関があるというのは、やはり親としても、学校の先生としても、弱い者の味方でジャッジされてしまうと、あるいは、子どもの主張が正しいというような傾向になってしまうと、本当に躰も指導もできなくなってしまう世の中になるという危険性をしっかり考えなければならない。

【森越委員】 労働者は訴える場所があっても、子どもは訴える場所がなくても良いということ。

【青田委員】 子どもは、訴える場所がないのですか。

【森越委員】 労働者がある企業体の中で不満を持った時に、労働者は訴える場所はあるけれど、子どもはなくても良いということが理解できない。

【青田委員】 子どものために、特別な機関が必要なのかという時に、必要ないのではないということ。それは、子どもであれ大人であれ人間であれば、きちんと法に基づいて出る所に出れば良い。子どもだから特別扱いして意見を聞きましようという訳ではないような気がする。

【森越委員】 子ども自身が代弁者を常に持っていれば問題はないが、それは大人がやるのですから。私の経験では、教育理論などでそのままほったらかして、酷い状態にむしろなると思うので、第三者機関があった方が良く思うことが多い。

【野村委員】 恐らく救済機関については、私が一番繰り返し、発言してきたことではないかと思うが、言葉から受けるイメージがそれぞれ違うことから、意見のすれ違いが起こっていると思います。難しい話ではなくて、既に社会福祉法で福祉施設では苦情処理への対応が明記され、苦情処理委員会が設置されています。利用者が福祉のサービスに対していろんな疑問や意見がある場合は、直接、施設に改善要望を訴えることもできるが、第三者委員というものがはっきり位置付けられている。そこに直接、訴えることができる制度ができています。別に目新しい制度を作るという話ではない。ですか

ら保育所にも必ず、苦情処理委員会がありますし、老人福祉施設にもあります。もちろん児童養護施設にもあります。だから子どもから直接、訴える場合もあれば、親が訴える場合もあるし、いろいろである。ただ、第三者の目で何か揉め事が起きた場合に、それを斡旋、調停するような仕組みが、子どもに関わる全ての機関に必要なかと言っているだけの話です。

現実に私もある児童福祉施設の苦情処理委員をやっているが、私の所に持ち込まれたものは一件もないです。それがしょっちゅうあっても困ることであるが、むしろそういうものがあることによって、何かあったらそういう解決の仕組みがあるということを、職員もきちんと意識する。利用者も自分の苦情、言い分について、第三者の目である程度判断されるということになって、利用者の言い分についても、一定の客観的な根拠というか、それが求められるという作用も働くのではないか。それができたことによって、無制限に子どもや利用者からいろんなことが吹き上がってきて、その結果施設の運営に支障をきたすということは、少なくとも今までの施設ではないというようなイメージで言っております。

【委員長】

私が教員をしていた時の話をしますと、函館の子どもたちは、まずどこに電話するかと言えば、人権擁護委員会に電話する。そうすると人権擁護委員が2人組ですぐに学校へ来ます。その時に、校長が把握していないことがある。人権擁護委員は、ある程度納得しなければ帰らない。まずは、人権擁護委員が別個に話を聞いてくれる。その次に、「先生にこういうことをされたと聞いたので、事実関係を確認してほしい。」というようなことで解決までやったださる。

次に、教育委員会とか北海道教育センターや教育局などですが、そういう所には、最近子どもたちに電話番号が記載された名刺みたいなものを渡してあるし、学級内の掲示板に何かあったらここに電話しようと貼ってあるので、全く閉ざされている訳ではない。

一方ではきちんとした形もある。私も道教委のいじめのチーム員ですが、確かにチームについては、まだ一件もオファーがない。何かあった時には、第三者委員会の形として駆け付ける体制になっている。研修会は1回ありました。体制がない訳ではないが、今の体制に対するご意見でもありますので、検討させていただきます。

【小林委員】

救済機関と呼ぶかどうかは別として、委員長がおっしゃったように、いろんな電話の名刺版があったり、教室に貼ったりしていますよね。実際に。たくさんあっても良いと思う。いろんな所から網の目を引きながらどこかのアンテナに引っかかってくれば良いというのが私たちの願いである。

揉め事は、ほとんどは当事者間で解決できる。それが第一歩である。例えば先生と生徒の関係だったり、先生と保護者の関係だったり。まずは直

接，話をして。

しかしその中でも，深刻な関係もある。どっちも言い分を引かないことがあり，どうにもならんというものが出て来る。そういう時に第三者が関わって，一つの方向性や解決策を追求していく。これは大事なことであると思う。ないにこしたことはないが，あるという安心感も逆にあると思う。そういう点では，救済という名前を付けるのであれば，その性格付けであるとか，基本的な内容であるとか，こんなことについては受け入れるとか，そこをもう少し具体案の中で示していれば，何でもかんでもここに来るというのではなくて，一定程度整理された形で来るのではないかと思う。来ないにこしたことはないが，そういう案件が出た場合には，そこで一定の方向性や解決策を出すという機関は，この条例の中できちんと位置付けた方が良いと思います。

【数又委員】 長い間，議論を重ねてまいりましたが，やっこのような形でたたき台が出来上がって良かったと思っている。学校にいる者として子どもの権利というもの，ある時には一般市民として青田委員の意見とかを聞いて，どうなっていくのかなあという気持ちで見守ってきたが，お互いに良い所で調整をつけたと思っています。

住みたい街，ナンバーワンに函館がまた選ばれたが，子育てが安心してできる街，函館というように胸を張って言えるようになりたいと願っています。

長谷委員と同じく東富岡に住んでいるものですから，あの昭和公園事件は忘れられないことの一つですし，毎日のように報道されている子どもにまつわる事件，最近では佐世保市とか南幌町のような事件があったが，絶対にあってはならないことで，より横の繋がりを強化して，予防に努めていきたいと思っている。児童相談所とか子ども未来部や学校が本当に連携して予防策というか，あのようなことが絶対に，もう函館ではあってはならない。安心して子育てができるということをPRできる条例にしていきたいと思っています。

支援を必要とする子どももたくさんいるが，支援を必要としている保護者も最近多いように思っている。いろんな所でうまく連携してやっていると落ち着いて，母親たちも安心して子育てができることを実感しておりますので，三浦委員の「子育て支援，子ども支援のまちづくりの決意・宣言」という所が良いなあと感じて見ておりました。

【長谷委員】 委員のお話があった時に，こんな大役どうしようと思いましたが，石井町会長から東富岡で大変な事件があり，頑張ってもらいたいと後押しされたので，お受けして今日まで色々とたたき台を協議してきましたが，皆様の関心の高さに勉強させられました。このたたき台で，私たちの思っていることが全部含まれておりますので，ここから条例がどうなるか分からないが，

皆で協議してまとめていきたいと思っております。

【阿部委員】 先程話題になっていた「真綿」の所であるが、確か私のいたグループで話し合った所でなかったかと思う。この言葉を言い出したのも、私だったような気がしております。正直なところ、今、この文章を読み直して、この文章の意味自体が分からない。その時の状況を一生懸命思い出しているが、少なくともこここの文章で残っているイメージではなかったと思う。前半の方は何となく分かる。真綿でくるんでいるだけでは子どもはちゃんと育たない。後半の「社会を真綿でくるむのも良い。」は、こういうことだったのではなかったかと思う。社会全体が真綿のようにならなければ、経済的にも何にも厳しい世の中では、子どもの真綿を取ったり付けたりするだけでなく、社会全体にもそういう真綿を掛けるとか外すところも必要だというイメージのことを話していたのではないか。

あと何点か細かい所がある。新旧対照表のP7の最後の段落に「中学生においては」と書かれているが、年代を特定した書き方にしない方が良い。前半の方に小学生とか書いていないところにいきなり中学生と出てきているので、小・中・高と学年が進行してもなかなか成長しきれない幼稚さが残るイメージが強いので、学年を特定しないような書き方が良いと思います。

もう1点は、全体的に何箇所か出てきており、私自身日常生活の中で使っているが、子ども条例という性格からいくと、「家庭の教育力の低下」という表現が何箇所か出てくる。この「家庭の教育力の低下」をもう少し、ポジティブに表記できないか。直接どの箇所というわけではなくて。

それから一番最初の中段の「こうしたなか」という文章で始まる段落中で、「とかく孤立しがちな子育て家庭を」とあるが、こここの所をずっと読んでいくと、「子育て家庭を支援していくことが必要である。」となる。

「そのためには」と続くが、条例の趣旨としては、孤立しがちな子育て家庭を支援していくことが趣旨なのかということが疑問である。背景であるが必要だと趣旨になっている。例えば子どもを主体とする書き方とするのであれば、「このような子どもたちを支援していくことが大切なので、だからこの条例を定めます。」というような表現が良いと思う。

最後に1点だけ。P6の「市民や子どもが共有できる表現を用いること」の所であるが、是非ここを生かして頂ければ良いと思う。

それから条例の前文とか固い所が始まる前の所に、スローガンになる言葉があれば良いと思う。例えばACジャパン公共広告機構でいろんなコマーシャルを流している。「あいさつは魔法の言葉」みたいなリズムが良い。ACジャパンの中で1つ気に入っているのが、一人で食事を取る子どもの映像がずっと流れて、最後にはいる言葉が「子どもたちの一番の栄養は家族です。」という言葉である。そういうようなイメージで条例の一番最初に、皆が唱えられるようなスローガンを書いたうえで、書き進めて頂けれ

ばありがたいと思う。

そのことに関わって、広報活動を工夫してほしい。作るだけでなく、ACジャパンのように映像を流せとは言わないが、市政はこだでのタイトルの横に付けるとか、子どもが触れる函館市が出す公共物の中に入れるとか、広報活動についても工夫してもらえればより効果があると思います。

【委員長】 たたき台ですが、中学生うんぬんとか、教育力の低下ということは、私が言ったことです。文部科学省の教育基本法と学校教育法の改正の社会的な背景という所を書いてあるのを、そのまま使ったのですが、確かにご指摘のとおりだと思います。

【小林委員】 阿部委員のお考えのとおりだと思いました。これからどんなふうに進めていくのか見えないが。豊島区の条例が手元にあるが、その一番最初がこんな文言で始まる。前文という形ではありますが。読ませて頂きます。

「子どものみなさん

あなたの人生の主人公は、あなたです

あなたのことは、あなたが選んで決めることができます

失敗しても、やり直せます

困ったことがあったら、助けを求めていいのです

あなたは、ひとりではありません

私たちおとなは、あなたの立場に立って、あなたの声に耳を傾けます

あなたがあなたらしく生きていけるように、いっしょに考えていき

ましょう

あなたという人は、世界でただ一人しかいません

大切な、大切な存在なのです」

こんなようなとっても柔らかい子どもの言葉で始まっている。その後、三浦委員の資料に書いてある背景と趣旨が出て来る。出だしに子どもに分かりやすく、この条例の呼びかけ文みたいなのがあったらすごく良いと思う。そういう点では、阿部委員が先程おっしゃった言葉とぴったり重なったと思って聞いておりました。

【小松委員】 皆さんでこれまで真摯に話し合いをしてきたなあと思いました。いろんな意見がございましたが、言葉を文章にすると、どうしても人の好き好きもあり、それを皆で話し合いをしてもなかなか収まりが付かないので、事務局と委員長には大変申し訳ないのですが、最後のまとめを話し合いして頂き、収まりをつけて頂ければありがたいと思います。

【亀井委員】 私は保育園の代表として出させて頂きまして、これまでどうしても、保育園に通う子どもしか見ていないところが仕事柄あった。この検討委員会に参加させて頂き、「そういうことではいけない。全体的な函館のことを

考えていきながら、保育の方へ力を入れていきたい。」とっております。

それからもう一つ。この提言がいずれ、函館市の子ども条例として、例えば前文があって、第1条、第2条があるような、いわゆる他都市に例を見るような子ども条例ができるのですよね。そのための提言ですよね。この検討委員会の最初の頃は、どちらかという、もう少し具体的なことも話し合いをしていこうという流れだったと思うが、途中から提言が中心の委員会になった。当初のイメージがどうしても頭に残っているものですから。それから、正式に議会を通ったものはもちろん明示されると思うが、この後の議会にかかる前の条例案を私たちは見ることができるのかと思ったものですから、そういうことも含めて感想を述べさせて頂いた。

【委員長】 この件については、事務局もメモしておいてほしいと思います。

【木村委員】 中身的には亀井委員が話したとおりである。私どもの全国的な組織でも「こどもがまんなかプロジェクト」ということを、3年続けて全国的に展開しているが、まだまだ周知が図られていないと思っている。

そういう意味では、条例ができたからすぐに市民が見て分かるかということ、なかなか難しいところもあるのではないかという思いはしております。

皆様方で検討したという、この部分は大事なことである。提言書ですので、私はよろしいかなあとと思っている。ただ、亀井委員がお話したとおり、どのような提言書を市長が受け取って、どのような文面になるかということについては、私どもの方に協議があるべきだと思う。最終的に提言という部分の中を将来的にも使って頂くようなものにして頂ければ幸いです。

たたき台は2つの意見に分かれたような形になっておりますけど、子どもたちの育ちはそんなに変わっていないと思う。逆に言うと大人たちが子どもたちを変えてきている背景が大き過ぎると思う。そういう意味では、子どもを真ん中にして、地域で育てていくという環境づくりというものが必要である。それは権利がどうこうだという問題ではなく、子どもを中心にどうやったら、函館の子どもたちを豊かで健全な子どもたちに育てていけるのかというところが最大の目標である。そこのところが子ども条例の中に意義深く入って頂ければまことに幸いです。

【横山委員】 本日、出て来る前に資料を確認したら、もう2年以上検討委員会でいろんなことを検討しているのだなあと改めて感じた。

今回、子どものことを大事にしている、その中でも特に食育ということをお大事にしている時に、子どもというのはよく食べて、よく遊んで、よく寝るという基本的なことですが、大人がそこを大事に環境を整えてあげたら、あとは子どもが伸び伸び育っていくのではないかといつも思っている。

やはり家庭というか食卓から育つものが大事な宝物であるということ、今一度、大人も考えられたら良い。子どもにとって本当に大切なことは、単純なことであると改めて思って、今までの話し合いの中で、函館市の子どもがより良い方向に向いていくのではないかということに期待しながら終われるとっております。

【野村委員】 文言については、確かに色々あるが、青田委員が先程おっしゃったとおり、なかなか全員で細かい所まで一致するという文章は実際に難しいので、提言書の精神に沿って、大変でしょうが事務局と委員長の方で文言を整理して最後のまとめという形にして頂ければ大変ありがたい。

もう一つ三浦委員から提出された資料を非常にすごいなあと感じて見えておりました。恐らくこの提言書に基づいて、これから条例案の作成というふうに行行政サイドでは動くのですが、是非、三浦委員の条例のつくりとといいますか、方向性みたいなものを取り入れて反映させて頂ければ大変ありがたいと思っております。

最後に、提言書自体すごく貴重だと思うが、この間の会議録の価値もすごいと思う。子どもを巡るいろんな課題がこれに全部凝縮されているような感じがする。ですから、これは今後の子ども施策を推進するうえで、たたき台自体はこういう凝縮されたものですが、是非、この間の会議録をいろんな形で生かしていただければ、この検討委員会の意義というものも大変大きなものでないのかなあと思います。

【委員長】 本日のご意見を事務局にもお願いしますが、私も間違いなく録音テープを全部聞いて、「項立て」や「主語、述語の関係」とか、「用語」など、そういうところを含めまして、私専門分野は理科なものですから、大変苦手な分野であります但し頑張ってやっていますので、何とか提言書を皆さんから頂きましたご意見をもとに手直しをして、仕上げるということをお約束します。

今日を最後にさせて頂いてもよろしいでしょうか。

<拍手>

【委員長】 提言書としてまとめたものを必ず委員の方に配付していきたいと思えますし、さらに条例の時のイメージなどについても、貴重なご意見もありますので、配付させて頂きたいと思えます。

最後になりましたが、「真綿」うんぬんのところ。27日に、飛行機に乗った時に、私の後ろに若い夫婦が赤ちゃんを抱いて座った。やはり泣くものですから、若い母親や父親が必死に背中を叩いて泣かないようにするのが痛々しかった。さすがにどこかの議員さんみたいに、「静かにさせろ」とかそういうことがなかったのですごく嬉しかった。しかし、到着してか

ら、何人かが立ち上がって完全に扉が開くまで待っている間、その若い夫婦を睨み付けた。その目つきというか、視線を感じますから、私もさすがに、「この野郎」と言おうかと思った。言えませんでした。少子化対策といっておきながら、子育てしている人たちに対してもっと暖かいといえますか、子どもを真ん中に置いたということが、子ども条例の中でできあがれば、それこそ函館が子育てに一番良い街になると思う。そのための素晴らしいご意見をたくさん頂きました。

事務局にはお詫びしなければならないが、検討委員会というと、事務局が全て作り、それを我々が加除、修正していくという、変な話、御用組織のような感じにはしたくなかった。色々和我が儘を言いましたが、それをこういう感じでまとめて頂き、委員長としても感謝しております。ありがとうございました。

それでは、議事の（３）その他で何かありますか。

ないようなので、（４）今後の日程について事務局お願いします。

【事務局】 今後の日程でございますが、提言書につきましては、これまでのお話のとおり、本日出されました意見等を踏まえまして、再度、たたき台を修正して、その中で提言書として取りまとめてまいりたいと考えております。

今後におきましては、この提言書を踏まえまして、私どもの方で条例の骨子を作成し、その段階で広く市民はもちろんなのですが、子どもたちからも直接、意見等を聴く機会を設けて、その後に条例案として取りまとめ、平成28年4月からの施行を目指したいと考えております。

【委員長】 それでは最後に、事務局からも一言、お願いします。

【岡崎部長】 どうも皆さん、長い期間にわたりまして、ありがとうございました。本当にお疲れだったと思いますが、忍耐強くご意見を寄せて頂きまして、何とか一定程度の目途と言いますか、できるところまでできてほっといたしております。

思い返しますと2年前ですけれども、子ども未来部ができて、まだ組織自体もよたよたしていた時に、この子ども条例ということで、市長の政策にもありまして、子育て支援という所がメインで切り込んできたものでありますが、それを皆さんにお集まり頂いて、議論をして頂いた。当初は、もう少しスムーズにいくのかなあという楽観もありました。お話を伺う中で、子どもの権利や子ども観をめぐって、様々なご意見があつて、そう簡単に取りまとめができるものでないということが痛切に分かりました。

そして、たたき台を藤井委員長と相談しながらたどたどしく書く中で、2つの考え方というものがあつて、こういった考え方が共存するというこ

ともまた、一つの現実であり、社会なんだというふうなことを私も思いまして、それぞれを尊重した、また、それぞれの良い所や価値観を認め合って歩み寄れるものがあれば歩み寄っていく、そして究極は、皆さんがおっしゃっている子どもを真ん中に置くということ。これが皆さんの共通の思いかなあということを読みながら、たたき台を作っていました。結果、抽象的ではないかというご意見も頂きました。具体ももちろん大事であるが、抽象的と言われようとも、このたたき台の大本を何とか堅持していくということも重要なところだろうというふうに思っております。たくさんのご意見を頂きました。「子どもにも分かるような。」貴重なご意見だと思います。相談体制、救済機関については、様々な考え方がございますので、私どもも受け止めていきたいと思っております。

それから直接的に提言書に入れることができなくても、私どもが条例案を作成する際には参考としていきたいというふうに思っております。

また、皆様から要望のありました条例の概要ができたならば、是非、そういったものも入れてほしいとのご意見でございますけれども、その件にはもちろんお応えしていきたいと考えております。

私どもこれから、作業に取りかかっていくけれども、必ずやそういった段階でお見せできるような形をとっていきたいと思っております。

まだまだ感想がありますけれども、お伺いする中で主だったご意見から感じ取ったところでございます。

本当に皆様の熱い議論に感謝申し上げまして、事務局のごあいさつとさせていただきます。

5 閉会

【委員長】

以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。
ありがとうございました。